

令和 8 年 10 月 1 日

株式会社 UR システムズ

株式会社 UR システムズ 求職者等に対するハラスメント防止ガイドライン

第 1 基本方針

株式会社 UR システムズ（以下「当社」という。）では、求職活動等を行っている求職者等（以下「求職者等」という。）の方との対話を通じ、相互理解を深める採用活動を目指しています。当社では求職者等の尊厳を守り、公正かつ透明性のある採用環境の提供を行い、求職者等の皆様が安心して就職活動を行えるよう、求職者等に対するハラスメントの未然防止と環境整備に取り組んで参ります。

第2 求職者等に対するハラスメントの定義

当社では、従業員が求職者等に対し、性的な言動、職務上の地位や優越性を背景として行う威圧的な言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動、妊娠・出産、育児等を理由とする差別的な言動、またはインターンシップや就職活動等を害する行為を求職者等に対するハラスメントと定義します。

（※該当行為例）

- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る行為や発言
- ・交際相手の有無等のプライベートに関する質問
- ・人格を否定するような暴言、威圧的な態度
- ・「他社選考を辞退すれば内定を出す」いった強要
- ・出身地、宗教、思想・信条、ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的発言

第3 行動指針

（1）基本指針

当社は、採用活動において求職者等に対するハラスメントに定義されていることは一切行いません。

（2）面談場所の限定

面談は「当社社屋内施設」、「大学のキャンパス内」、「Web 会議システム」及び「公共の商業施設の個室でない飲食店」で実施します。

（3）面談時の制限

面談時間は日中とし、面談中の飲酒は禁止とします。

（4）面談に関する連絡手段及び連絡の制限

求職者への連絡は「社有メールアドレス」から発信する電子メールを使用します。従業員個人の SNS 等での連絡先の交換及び就活マッチングアプリへの登録・利用は禁止します。

また、連絡は求職者等の求めに応じることを原則とし、緊急性・必要性の高い場合を除いて、従業員から連絡することはしません。

第4 ハラスメントへの対応姿勢

(1) 厳正な対処

求職者等に対するハラスメントに該当する行為が確認された場合は、当社就業規則に基づき、厳正に対処します。

(2) 相談窓口の設置

求職者からの相談を受け付ける専用窓口を設置します。就職活動を通じてハラスメント等の人権侵害に遭われた、あるいはその疑いがある場合は、一人で抱え込まずに専用窓口までご連絡ください。

(3) プライバシーの保護

相談者及び行為者等の関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者へ開示することは一切ありません。また事案の解決及び事実関係の確認に必要な範囲でのみ利用し、相談者の意向を尊重して対応いたします。

(4) 公正なプロセスの確保

求職者からの相談を理由として、選考への不利益な取り扱いはいたしません。

第5 相談窓口

・(株)UR システムズ 求職者等に対するハラスメント相談窓口

電話 企画総務部人事担当部長 03-5634-3675

電子メール comp@ur-systems.co.jp

手紙 〒135-0016 江東区東陽二丁目2番2号 住友不動産東陽駅前ビル1F

(株)UR システムズ 企画総務部総務課宛